

「御坊市農水産業継続支援クーポン券 3rd」特定事業者（取扱店）募集要領

燃油や物価高騰の影響を受けた農水産業事業者の事業継続を支援するとともに、地域経済の消費活性化を促進するため、農水産業事業者向けのクーポン券を交付するに当たり、特定事業者（取扱店）（以下「取扱店」という。）を募集します。

1 御坊市農水産業継続支援事業の概要

(1) 名称 御坊市農水産業継続支援クーポン券 3rd（以下「クーポン券」という。）

(2) 事業主体 御坊市

(3) 発行総額（予定） 17,550,000円

(4) 交付対象者 次のいずれにも該当する者

ア 令和7年4月1日（以下「基準日」といいます。）時点において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内で農業若しくは漁業を営む個人事業者又は市内に本店（本社）を有する農業若しくは漁業を営む法人で、代表者が基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 令和6年分の農業若しくは漁業に関する所得の確定申告をし、若しくは令和7年度市民税・県民税申告において農業若しくは漁業に関する所得を申告している者又は基準日において個人事業の開業届出及び法人設立届出をしている者

ウ 引き続き農業又は漁業を継続する意思がある者

(5) 使用期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月31日（水）

2 取扱店の定義

取扱店とは御坊市農水産業継続支援 3rd 事業実施要綱第9条の規定により特定事業者登録証明書の交付を受けた店舗のことをいいます。

3 取扱店の要件

市内の店舗のうち、農業用資材、漁業用資材や燃油等を取り扱う店舗であって、かつ、次の（1）から（5）までに該当しない店舗

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務を行っている事業者の店舗

(2) 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗

(3) 「5 クーポン券の使用対象にならないもの」に掲げる取引のみを行う、又は商品の

みを取り扱う事業者の店舗

- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗
- (5) 大規模小売店舗（ただし、同店舗内のテナント事業者及び本市内に本店のある事業所を除きます。）

4 クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されますと、やむを得ない事情等がない限り、途中での脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の使用制限は禁止します。
- (3) クーポン券は、物品販売の取引においてのみ使用可能です。
- (4) クーポン券を消費に使用せず現金化することや、使用されたクーポン券を再び使用することはできません。
- (5) クーポン券額面に利用が満たない場合は、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 使用期限を過ぎたクーポン券は、使用できませんので受け取らないでください。

5 クーポン券の使用対象にならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払い
- (7) 家賃・地代・駐車料等への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6 取扱店の責務等

- (1) 使用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。クーポン券見本をすぐに確認できる場所に備え付け、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局まで報告してください。

- (2) クーポン券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名等を押印又は記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (3) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店において、使用期間中の商品の販売に当たり、顧客から受け取ったクーポン券のみ換金可能です。
- (4) 使用者から受け取ったクーポン券の紛失や、盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責とします。
- (5) クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められた場合は、自ら解決に努めてください。
- (6) クーポン券の取り扱いに関して、御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局からの改善要望等があった場合には、それに従ってください。

7 申込手続きについて

(1) 申込方法

この募集要領に同意の上、「御坊市農水産業継続支援クーポン券 3 r d 取扱店申込書兼誓約書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局に提出又は郵送してください。また、市内に2つ以上の店舗等がある場合は、店舗ごとに申請してください。（「申込書」は、御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局で配布するほか御坊市ホームページからもダウンロードできます。）

(2) 申込書の提出先又は郵送の宛先

〒644-8686 御坊市藺 3 5 0 番地 2

御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券 3 r d 事務局

(3) 受付期間

令和7年4月24日（木）～令和7年5月16日（金）（※必着）

(4) 申込後について

申込みのあった店舗については、「申込書」の内容を審査の上、取扱店として登録します。取扱店には、登録証明書、換金請求書等の書類・物品を6月下旬に郵送します。

(5) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金請求受付期間

令和7年7月1日（火）～令和8年1月30日（金）

※最終期限（令和8年1月30日（金））を過ぎての換金には応じられませんので、ご

注意ください。

(2) 換金方法及び振込日等

◇御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券３ｒｄ事務局に、換金請求書にクーポン券（裏面の所定欄に取扱店名等を押印又は記入したもの）を添えて提出してください。

◇請求日から約１５日後の振込日（月２回）に、取扱店が指定する口座に、御坊市から振込を行います。

◇換金手数料は、無料です。

９ 取扱店の取消等

この募集要領に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消し、事業者名及び店舗名を公表します。なお、当該取扱店のクーポン券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、その他損害が発生した際は、その損害も負担していただきます。

<問い合わせ先>

〒644-8686 御坊市藺 350 番地 2

御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券３ｒｄ事務局

電話番号 0738-23-5510（土日祝を除く 9：00～17：00）